(2)~(4) (略) (2)~(4) (略) (2)~(4) (略) (2)~(4) (6) (2)~(5) (4) (6) (2)~(6) (6) (6) (7) (6) (7) (8) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	一流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律)一流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律)	附則 (固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等) (固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等) 第十一条 (略) (固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等) (固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等) (固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等) (固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等) (固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等) (固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等) (固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)	改正案
(2)~(4) (略) (2)~(4) (略) (2)~(4) (略) (2)~(4) (8) (2)~(5) (4) (6) (5) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	。	附 則 (固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等) (固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等) 第十一条 (略) (固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等) (固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等) (固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等) (固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等) (固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等) (固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)	現

のものにあつては、三千平方メートル)以上のものであること。 (1) その床面積が千五百平方メートル (当該一般倉庫の階数が二以上ト) 一般倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(2) · (3) (略)

イ (略)

- い。 ハー冷蔵倉庫にあつては、前号へに掲げる要件に該当するものであるこれ 前号ロから二までに掲げる要件に該当するものであること。
- と。 一般倉庫にあつては、前号卜に掲げる要件に該当するものであるこ

(1) その床面積が八百五十平方メートル (当該一般倉庫の階数が二以へ) 一般倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

上のものにあつては、千六百平方メートル)以上のものであること(1) その床面積が八百五十平方メートル (当該一般倉庫の階数が二以

(2) · (3) (略)

より証明がされたものであることについて総務省令で定めるところに一土地の区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲土地の区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲地区又は都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業が行われる流通業務市街地の整備に関する法律第四条第一項に規定する流通業務

イ (略)

- 前号ロ及びハに掲げる要件に該当するものであること。
- ハ 冷蔵倉庫にあつては、前号ホに掲げる要件に該当するものであるこ
- い。 一般倉庫にあつては、前号へに掲げる要件に該当するものであるこ
- 一村前号イ及び口に掲げる要件に該当するものであること。一方のであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであること。
- る場合にあつては、八百五十平方メートル(当該一般倉庫の階数が二庫が第二項に規定する法人により新設され、又は増設されたものであい、一般倉庫にあつては、その床面積が一万平方メートル(当該一般倉

場合にあつては、

号ホ(2)から(4)までに掲げる要件に該当するものであること。

千六百立方メートル)以上のものであり、

が第二項に規定する法人により新設され、

冷蔵倉庫にあつては、

その容積が四万立方メートル(当該冷蔵倉庫

又は増設されたものである

第

4 5

6 あることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする 域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定す の用に供する部分に限る。)であつて、次に掲げる要件に該当するもので る臨港地区の区域内において新設され、又は増設された上屋(貨物の保管 て政令で定めるものは、関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区 法附則第十五条第三項に規定する流通機能の高度化に寄与する上屋とし

あつては、三千平方メートル) 第三項第一号ハ及び二に掲げる要件に該当するものであること。 その床面積が千五百平方メートル(当該上屋の階数が二以上のものに 以上のものであること。

四 · 五 (略)

7 5 74

(略)

以上のものにあつては、千六百平方メートル) 第 一号へ⑵及び⑶に掲げる要件に該当するものであること。)以上のものであり、

4 • 5 (略

6 あることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする の用に供する部分に限る。)であつて、次に掲げる要件に該当するもので る臨港地区の区域内において新設され、又は増設された上屋 域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定す て政令で定めるものは、関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区 法附則第十五条第三項に規定する流通機能の高度化に寄与する上屋とし (貨物の保管

第三項第一号ハに掲げる要件に該当するものであること。

三 トル)以上のものであること。 その階高及び床面積がそれぞれ四メートル以上及び八百五十平方メー (当該上屋の階数が二以上のものにあつては、千六百平方メートル

四 · 五 (略)

7 5 74 略

2~5 (略) 二~四 (略)	済産業省令で定める基準に適合しているもの更後のもの)に従って行う当該流通業務総合効率化事業であっ	の(同法第五条第一項の規定による変更の認定があったときは、その率化事業についての計画であって同法第四条第一項の認定を受けたもの連携により実施しようとする同条第二号に規定する流通業務総合効	第八十五号) 第二条第十一号に規定する中小企業者が、他の事業者と 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律	イ・ロ (略)	一次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。	の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県第二条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務	(業務の範囲等)	改正案
2~5 (略) 二~四 (略)				イ・ロ (略)	一次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。	の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県第二条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務	(業務の範囲等)	現

通業務総合効率化事業に関することに限る。)。 (中小企業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流五。流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関すること	四 (略)	一~三 (略) 第百六十二条 商業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 (商業調の戸掌事務)	(商業界の所掌事務) - (京文 (町) の施行に関する事務で経済産業省の所掌に属するものに関すること(中小企業庁の所掌に属するものを除く。)。 - (京文 (町) の施行に関する事務で経済産業省の所掌に属するものに関する。) の (京文 (町) の (町) の	政	改正案
	略とか	一~三 (略) 第百六十二条 商業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 (商業調の戸掌事系)) _	政 流 策	現

で国土交通省の所掌に属するものに関すること(港湾局及び政策統括官八 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関する事務 一〜六 (略)	第四十七条 貨物流通施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。(貨物流通施設課の所掌事務)	(総合政策局の所掌事務) 第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〜二十二 (略) 二十三 (略) 三十三 (略) 三十三 (略) 三十三 (略) 三十五 (本) (港湾局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。)。 三十五 (本)	改正案
八 (略) (略) (略) (の) (の) (では、) (では、) (では、) (では、) (の) (では、) (の) (では、) (の) (では、) (の) (では、) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の	第四十七条 貨物流通施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。(貨物流通施設課の所掌事務)	(総合政策局の所掌事務) 第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〜二十二 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)第二条第三項に規定する流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)第二二十四 (略)	現

六・七 (略) (港湾流通拠点地区に関することに限る。)。 (港湾流通拠点地区に関することに限る。)。	一 一 ~ 四 (略)	第百六十条 開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。	(開発課の所掌事務)	の所掌に属するものを除く。)。
五・六(略)	一~四 (略)	第百六十条 開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。	(開発課の所掌事務)	

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 中小企業支援法(昭和三十八年法律第百四十五号)第十五号)第十三条第二項、中小小売商業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)第十三条第二項、中小小売商業振興法(昭元とおりをめの雇用管理の改善の促進に関する法律(平成五年法律第五十一号)第三条第三項、中小企業集積の活性化に関する法律(平成十一年法律第十八号)及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第三条第三項、特定産業集積の活性化に関する法律(平成十一年法律第十八号)及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第三条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	改正案
第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 中小企業経営 一 (略) 中小企業経営 一 (略) ・ 中小企業支援法 (昭和三十八年法律第百四十七号) ・ 下請中小企業支援法 (昭和三十八年法律第百四十七号) ・ 下請中小企業支援法 (昭和四十五年法律第百四十七号) ・ 下請中小企業振興法 (昭和四十五年法律第百四十七号) ・ 下請中小企業振興法 (昭和四十五年法律第百四十七号) ・ 「中、企業を第三項、中、売商業振興法 (昭和四十五年法律第百四十七号) ・ 「中、大田・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	現

等調整分科会
- - -
(略)
等調整分科会
(略)